

障害者福祉システム等標準化検討会 手帳ワーキングチーム（第2回）議事概要

日時：令和3年10月13日（水）9:35～12:00

場所：日本コンピューター株式会社 汐留シティセンター10F セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席 生田 正幸 関西学院大学人間福祉学部教授

出席 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所社長

出席 森 健太朗 東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課 課長代理

出席 西野 朋子 大阪府障がい者自立相談支援センター地域支援課 総括主査

出席 宮田 宏之 小山市総務部情報政策課 主任

出席 新宅 怜夫 千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課 主査

出席 福田 美穂 船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主任主事

出席 宮澤 奈津美 葛飾区政策経営部情報システム課 主任

出席 清水 隆 二宮町健康福祉部福祉保険課 主事

欠席 田原 克志 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

欠席 矢田貝 泰之 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

欠席 巢瀬 博臣 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

出席 島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
老健局介護保険計画課 社会・援護局障害保健福祉部企画課 併任

欠席 高相 泰忠 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐

出席 井上 明子 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 データ解析専門官

（オブザーバー）

欠席 伊藤 豪一 デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席 前田 みゆき デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席 池端 桃子 デジタル庁 プロジェクトマネージャー

出席 丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

欠席 清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

出席 米井 駿 デジタル庁統括官付参事官付

出席 羽田 翔 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官

【議事次第】

1. 開会
2. 第2回 WT の検討概要
3. 1.1 版案への反映
4. その他

【議事概要】

○厚労省情参室

- ・本日の手帳WTより東京都、大阪府の構成員に新たに参画していただいている。法律上、手帳の等級判定、交付事務については都道府県の役割とされている。また、都道府県の一部の事務については法令に基づき、市町村に権限を委任されている実態がある。そのため、市町村事務の標準化を図ることにより、都道府県の事務に影響を与える可能性がある点から、年度末に向けて標準仕様書【第1.1版】を検討するにあたり都道府県の構成員からも意見をいただきたい。

○後藤構成員

- ・都道府県の手帳の事務について確認をさせてほしい。手帳所持者の住所、生存確認については都道府県が住民基本台帳のネットワークを利用して確認を行っているか。それとも、管轄の市区町村より連絡を受けて変更や返還の処理を行っているか。
 - ⇒（東京都構成員）住民基本台帳を利用した確認は行っていない。管轄の市区町村より返還理由を付した理由書を紙でもらい処理を行っている。
 - ⇒（大阪府構成員）東京都と同様である。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳は法令で職権による削除が定められているため、管轄の市町村より職権削除の届出、あるいは返還届出書を紙で提供してもらい処理を行っている。療育手帳については大阪府にて規則を定めており、管轄の市町村より返還届出書を紙で提供してもらい処理を行っている。
 - ⇒（後藤構成員）市区町村の手帳担当者は手帳所持者からの住所異動、返還の届出を待ちの姿勢でいることが多く、定期的に住民基本台帳との突合を実施する自治体が少ないと感じている。手帳の発行事務は基本的に都道府県の事務であり、番号法の別表2に記載されている事務は都道府県が、行政事務として住民基本台帳を利用し、住所確認、生存確認ができるようになっている。

○大阪府構成員

- ・大阪府の意見について事前に事務局へ提出しているが、現時点で各構成員へどのように共有されているのか確認をさせてほしい。
 - ⇒（事務局）現時点では大阪府構成員からの意見について各構成員への連絡等は行っていない。先に、新しく参画いただいた東京都構成員、大阪府構成員向けに今後の進め方について説明する。本日のWTが終わってから2週間後を期限として、各構成員よりご意見を頂戴する予定となっている。そのため、大阪府構成員から事前にいただいた意見についても、他の構成員様の意見とあわせて整理をさせていただく予定である。その上で、WTの場で確認したいことなどあれば、ご発言をお願いしたい。
 - ⇒（大阪府構成員）今回のWTでは帳票レイアウトを決めると伺っており、大阪府の意見としては前

提条件に関する確認事項が含まれていたため、進行内容について気にしている。

⇒（事務局）帳票レイアウトについては資料2の中で具体的な対応例を提示させていただきながら説明をするため、その際に必要に応じて大阪府構成員よりご意見をいただきたい。

○厚労省情参室

・標準化法上は、自治体に対して標準準拠システムを使用することが義務付けられると理解している。一方でベンダに対して、義務は課せられないという理解である。この解釈で問題ないか確認させてほしい。

⇒（デジタル庁）認識の通りであり、標準化法上は標準化対象となっている事務を処理するシステムは標準化基準に適合したものでなければならない。そのため、自治体が基幹業務システムを使用する場合は標準化基準に適合した標準準拠システムを利用しなければならない。一方でベンダに対しては標準化法上の義務は課せられないが、標準化基準に適合した標準準拠システムを作る必要がある。そのため、結果的に標準仕様書に従ったシステムが作られると想定している。

⇒（厚労省情参室）上記の回答から（資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】（案）_履歴有」16ページ）「実装必須の考え方」の「自治体観点」にある「ベンダへ要求できる」の記載は「要求しなければならない」の表現が適切ではないか。

⇒（デジタル庁）自治体が要求できるかどうかは関係なく、標準仕様書に定められているかどうかの話である。重要なのは実装必須、実装オプションであり、実装必須機能に対しベンダが実装していなければ標準化基準に適合していないこととなり、実装オプション機能に対してはベンダが実装していても、していなくても標準化基準に適合していると判断されるということである。従って、自治体が個別の機能を要求できる、できないの話ではなく、イメージとしては、自治体が調達をする際には「標準仕様書通り」といった一文で対応することを想定している。

⇒（厚労省情参室）法律上は自治体に義務を課しているが、表現によってはベンダ側へ義務を課していると受け止められることもあるため、誤解と与えない表現に留意する必要がある。

○事務局

・（資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】（案）_履歴有」45～46ページ）全国照会の意見より、標準準拠システムへの切り替え、移行時の留意点、あるいは動作環境に関する意見について記載しているが、内容としては障害者福祉システムだけではなく、標準準拠システム全体に言えることもあると考える。こちらの内容についてデジタル庁の見解もいただきたい。

⇒（デジタル庁）内容的にはガバメントクラウドの技術仕様に関する内容と理解した。現在、ガバメントクラウドの業者を調達中であり、遅くとも10月中には業者が決定する予定である。業者が決定すればガバメントクラウドの技術仕様の詳細についても明らかになる見込みである。また、ガバメントクラウド先行事業の検証結果についても共有をしたいと考えている。現時点では具体的な回答はできないが、今後の見込みということでお伝えする。

⇒（葛飾区構成員）意見をさせていただいた意図についても説明したい。現行システムでは一部のベンダからブラウザに対応したシステムと聞いて導入を進めると、ブラウザに対応はしているが、他のソフトウェアが必要と言われるケースがあり、他のシステムと基盤が合わないため、動

作環境が複数必要になってしまうことがある。そのため、他のシステムに干渉しないようにブラウザだけで動くようにしてほしいという意図がある。

⇒（事務局）葛飾区構成員の意見について事務局としても、課題であると認識しているが、内容としてはガバメントクラウドの技術仕様、ガバメントクラウド先行事業の検証結果を受けての回答になると考えられる。葛飾区の意見のような課題があることは、デジタル庁も認識を持って対応をお願いしたい。

⇒（デジタル庁）いただいた意見の他にも様々な課題があることは認識している。本日の意見についても改めてデジタル庁側の課題として検討したい。

⇒（事務局）標準準拠システムへの切替時の留意事項として障害者福祉システムの標準仕様書本編へ追加したが、一度、デジタル庁側で整理いただくといことで問題ないか。

⇒（デジタル庁）ガバメントクラウドの技術仕様や共通的な機能の部分についてはデジタル庁側で検討すべき事項であり、特段、障害者福祉システムの標準仕様書への記載は不要であると認識している。

⇒（総務省）標準準拠システムへの移行の手順書を総務省より提示しているが、ガバメントクラウドの技術仕様が未確定であることから、現時点では移行手順書はガバメントクラウドを意識した記載ができていない状況である。そのため、ガバメントクラウドの技術仕様が明確になり移行手順書へ記載ができしだい、関係各所へ共有をさせていただく。また、ガバメントクラウド上での責任分担をどうすべきかを総務省側でデジタル庁にも意見をいただきながら検討を進めていることを共有させていただく。

○厚労省情参室

・（資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】（案）_履歴有」10ページ）帳票要件の検討を行うことになるが、すでに省令・通知等により定められている様式がある。基本的には省令・通知等により定められている様式を標準仕様書の様式として定める予定だが、標準仕様書1.1版案には国が定めていない様式も存在する。これらの省令・通知等に定めていない様式であっても、標準仕様書に定められているため、基準省令に規定することになると考えている。一方で省令・通知等により定められている様式であるが、システムから印刷せず、ExcelやWordを利用して印刷する様式も存在する。標準仕様書に定められている様式はシステムからの印刷を前提とした様式であるため、ExcelやWordを利用して印刷する様式は基準省令への規定は不要と整理できる。そうすると、基準省令と従前の省令・通知等へ定める考え方が異なるが、どのように整理すればよいか。

⇒（デジタル庁）考え方としては、標準仕様書の帳票がベストプラクティスとして定めた帳票になると思われるため、従前の省令・通知等は標準仕様書で定めた様式に改正をしていただきたい。ただし、従前の法体系、業務フローの在り方もあると思うので、個別に相談をいただければ、他の業務の例を含めて議論させていただきたい。

⇒（厚労省情参室）これから個別の事例等を検討することになるため、引き続き議論等をさせていただきたい。別件で1点確認したい。実装必須の様式と実装オプションの様式に分かれているが、実装オプションの様式についてもベストプラクティスと思われる様式を一つに定めるという理解でよいか。

⇒（デジタル庁）実装オプションの帳票に関しては、例えば自治体規模により様式に差がある場合などが考えられる。そのため、帳票を書き分けることはありえると考えられる。ただし、これに

より、自治体により様々な帳票ができるようになってしまうとベンダも困り、標準化の意味が薄れてしまうため、そうならないように注意する必要がある。

⇒（厚労省情参室）留意点として様々な帳票ができないようにすべきであるため、標準仕様書に標準様式を定める必要はあるが、自治体規模等により帳票を書き分ける可能性がありえるということで承知した。その上でもう1点確認したい。実装必須の帳票についてはベンダ側で標準仕様に即して実装する必要があるが、その帳票を利用する、しないは自治体側で判断できることも含まれているか。

⇒（デジタル庁）その認識で問題ない。ベンダ側は実装必須機能を用意する必要があるが、それを含めてシステムを利用する、しないは最終的には自治体側の判断で問題ない。

⇒（葛飾区構成員）自治体規模により、帳票様式に変動が発生することは許容されるのか。また、標準仕様の様式の帳票を利用しないとなった場合で、市町村が独自でExcelやWordで様式を作ると住民に届く帳票は結局のところ、標準様式ではなくなってしまう。システム部門からすると、この運用を許容してしまうとExcelやWordで作成した帳票様式ができてしまい、システム化した意味合いが薄れてしまうことを危惧している。この辺りの見解について確認させてほしい。

⇒（デジタル庁）自治体規模等により様式が変わることもありえるのではないかという点は一般論としてご理解をいただきたい。そのため、帳票の標準様式はできるだけ標準準拠システムとして一意に定めることが望ましい。その結果、標準準拠システムとして定められた帳票様式を使用していただくことで、自治体職員の作業の効率化が図られ、住民の皆様へも利便性の向上が図られるのではないかと考えている。そのため、標準様式を利用せず、市町村が独自でExcelやWordで様式を作成し運用することは自治体の最終的な判断であり、この運用を推奨しているわけではないことを理解いただきたい。

⇒（厚労省情参室）「実装オプションの帳票について自治体規模によって様式が異なる」とのデジタル庁からの話は、原則としてはベストプラクティスの様式を定めることを前提としており、例えば、政令市向けの様式、市町村向けの様式を複数用意することにより実装オプション帳票として実装を考えるべきと認識した。一方で、実装必須の帳票について利用する、しないは存在すると認識している。理由として、例えば内部帳票等で統計用の帳票であれば、議会で求められるため作成する場合があるが、過去の経緯から必ずしも帳票を使用していない場合もあると認識している。そのため、住民向けの帳票については国が規則等で定めるべきものと考えており、基本的に利用することを前提とした標準様式を定めるべきと考えている。

⇒（葛飾区構成員）標準様式を利用しないということは、そもそも事務運用上、必要ないなどの理由で判断されると理解した。その上で、住民向けの帳票については統一的な様式を必ず使うように自治体へ周知していただき、自治体規模における様式の揺らぎもできるだけ抑えるように、様式も統一した標準様式を定めていただきたい。

○大阪府構成員

- ・帳票レイアウトについて、参考様式から標準様式になったとのことだが、大阪府では療育手帳や身体障害者手帳の交付決定は府が行っているが、手帳の交付決定通知書や却下通知書は市町村名となっている。また教示文については都道府県に審査請求とし、訴訟の被告は市町村となっているなど、標準様式と現在の運用での印字内容が異なっている。参考様式から標準様式になることで、審査請求は都道府県名を印字、訴訟の被告は市町村を印字できるようにカスタマイズを実施して問題

ないか。

⇒（事務局）ご意見の内容については、カスタマイズを実施することなく大阪府の運用にあわせた印字ができるような対応案をお持ちしている。後程、説明をさせていただくのでその際に確認をいただきたい。また、帳票レイアウト上の発行権者の「市町村」等については、身体障害者手帳に関しては、政令市、中核市および権限移譲された市町村が発行することを前提に、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は政令市、および権限移譲された市町村が発行することを前提に、記載しているため、「市町村」という表記になっている。ご意見のとおり、法令的な観点でみた場合に誤解を与えかねない表記については、見直しを行う。

⇒（事務局）大阪府構成員様よりカスタマイズとの話があったが、標準仕様書の範囲内になった場合、原則カスタマイズはできなくなるのでご認識をお願いしたい。

⇒（大阪府構成員）カスタマイズとは具体的にどういったことを指すのか。

⇒（事務局）SEが作業を実施し、システムの改変を加える作業をカスタマイズと定義している。一方で意見のあった教示文の対応については、例えば職員様が画面上から文言を修正できるような機能を実装する予定であり、システム利用者が変更できることを設定という表現をしている。

○葛飾区構成員

・（資料2の10ページ）葛飾区としては、対応案2の印字しない項目は、出力箇所を「＊」で印字し、項目名の取消線は不要と考える。理由としては取消線がなくても「＊」で印字されていれば内容としては非表示と読み取れる。また、対応案1のように枠をなくすとレイアウト的にもずれてしまうため対応案2でお願いしたい。また、「＊」を印字することで住民からの問い合わせが増えるということであれば、帳票上に「個人情報保護のため項目は非表示しています。」といった文言を帳票上に記載すれば問題ないとする。

⇒（後藤構成員）例示で使用している認定番号について、本WTは手帳WTのため、手帳の帳票で印字する帳票があるのかどうか確認をさせてほしい。付け加えると「認定番号」は手当の事務における紙で事務処理を行っていた際の並び順とかの番号と考えられる。そのためシステムで管理する上で認定番号が必要なのか考える必要がある。現在の事務運用をベースに標準化を考えるのではなく、業務の流れや業務の内容そのものを合わせていくことが標準化であると認識した上で議論をいただきたい。

⇒（厚労省情参室）項目名に取消線を入れることと、項目名の出力箇所に「＊」を打ち出すことは意味合いが異なる。存在する項目は相手方に対し通知すべき項目として省令等で定められているものであり、項目そのものを削除することは基本的にできないと考える。一方、「＊」の打出しに対する問合せ対応として「個人情報保護のため項目は非表示しています。」との意見があったが、本人情報を提供するための通知書であるため、個人情報保護が理由になるか疑問である。そのため、通知する必要がある項目は帳票レイアウト上に定めないとすべきである。

⇒（大阪府構成員）説明の内容が手当の帳票を例にされていたため、手帳であればどういった帳票が該当するのかを教えてほしい。身体障害者手帳であれば、再認定がある対象者とそうでない対象者がいるため、認定通知で通知する場合とそうでない場合が、本対応の内容に該当するのか。

⇒（事務局）大阪府構成員の意見については、身体障害者手帳交付決定通知書（資料「（別紙4）帳票レイアウト」の5ページ）のことであると理解した。現時点で帳票レイアウト上に次の再認定年月は印字する仕様になっていない。対応としては教示文の下へ余白を用意し、こちらに管

理項目から再認定年月を印字できるようにする必要があると考える。

⇒（事務局）資料2の10ページについては、葛飾区構成員より「＊」での印字との意見もあったが法令および通知書本来の目的により、実装オプションの印字項目は備考欄へ印字する対応方針で問題ないか改めて確認させてほしい。

⇒（船橋市構成員）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各帳票において、資料2の10ページの対応に該当する帳票は具体的にどの帳票になるのか確認したい。（別紙3）帳票詳細要件を確認した限り、実装オプション項目になっている項目は問合せ先のメールと障害部位ぐらいしか見当たらないので確認したい。

⇒（事務局）意見のとおり、手帳の帳票では該当する帳票がないため、資料2において手当の帳票をベースに説明をさせていただいた次第である。手帳に該当する帳票がないということも踏まえ、対応方針については、手当のWTの中で改めて検討させていただく。

○後藤構成員

- ・（資料4の1ページ）2週間後を期限とし意見を各構成員にお願いしているところだが、手帳WTの構成員についてどこを重点的に確認してほしいのか提示いただきたい。構成員の方も通常業務があるため効率的に確認してもらわれるように配慮してほしい。

以 上